

# 吉川市消費者安全確保地域協議会に関する事務の運用について

平成28年3月11日 市長決裁  
改正 令和 3年3月19日 産業振興部長決裁

高齢者や障がい者等を消費者被害から守るために、地域の見守りネットワークを構築することが消費者被害の早期発見と未然防止及び拡大防止が図られ有効な手段である。市内で活動するネットワーク組織の吉川市要援護者見守りネットワーク事業（以下「ネットワーク事業」という。）と吉川市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）が連携・一体化した見守り活動を行うために、協議会に関する事務の運用について下記のとおりとする。

## 記

### 1 協議会の設置

協議会は、吉川市要援護者見守りネットワーク実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項に基づき設置する。

### 2 ネットワーク事業との連携

協議会は、ネットワーク事業に対し消費者被害に係る情報提供を行う。ネットワーク事業は、高齢者や障がい者等の異変を早期に発見し、消費者被害と思われる場合は消費生活センターへつなぐことで問題解決に協力し、消費者被害の未然防止や継続的な見守りをする等、協議会と一体的な活動を行う。

### 3 所管事項

協議会は、次の掲げる事項について相互に情報を交換し、協議の上で連携して必要な対策を講じる。

（1）消費者被害の防止に関すること

(2) 継続的な見守りを要する対象者に関すること

(3) その他見守り活動に関すること

#### 4 事務局

事務局は、産業振興部商工課が所管し、見守りを要する対象者の把握や個人情報情報の保管、継続的な見守り等の実施状況の確認や進行管理、協議会における連絡調整（ネットワーク事業との連絡調整も含む。）を行う。この規定に基づき事務局が行う事務の内容については、別表のとおりとする。

#### 5 構成員

協議会は、要綱第5条に掲げる関係機関（公共機関や団体等）をもって構成する。

#### 6 個人情報の取扱い

消費者安全法第11条の4で定められた協議会の事務等、同法第11条の5で定められた秘密保持義務に基づき、構成員は、消費者被害の早期発見・未然防止のため、本人の同意がない個人情報であっても共有することができる。

協議会は、個人情報の安全管理を図り、適切な管理のために必要な措置を講じる。

#### 7 その他

この定めのない事項については、担当課双方で協議する。

別表（第4項関連）

<p>（1）情報の集約</p>	<p>事務局は、次の事項について聞き取りや連携を行った場合は、「情報シート」を作成し、「台帳」に集約する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 構成員が連携を行った事例に関する事</li><li>② 繰り返して消費者被害（未然防止を含む。）に遭った者に関する事</li><li>③ 消費生活相談の相談者で、協議会の構成員からの支援が必要と判断される者に関する事</li></ul>
<p>（2）消費者トラブルの把握及び活用</p>	<p>市消費生活センターの相談業務で取得した消費者トラブルについて、傾向を把握し、事例として情報提供や啓発活動に活用する。</p>